

## 平成27年度 定数査定状況(知事部局等)

局	26年 度 定 数	平成27年度査定				27年 度 定 (予定) 数
		増 員	減 員	差 引		
政策企画局	116	0	0	0	0	116
総務局	2,376	181	△70	111	2,487	
財務局	414	25	△15	10	424	
主税局	2,961	16	△36	△20	2,941	
生活文化局	392	12	△10	2	394	
オリンピック・パラリンピック準備局	174	90	△50	40	214	
都市整備局	1,138	262	△267	△5	1,133	
環境局	476	87	△90	△3	473	
福祉保健局	4,103	144	△172	△28	4,075	
産業労働局	1,212	58	△58	0	1,212	
建設局	2,340	93	△73	20	2,360	
港湾局	585	39	△23	16	601	
会計管理局	106	9	△1	8	114	
青少年・治安対策本部	44	0	0	0	44	
病院経営本部	6,792	21	△22	△1	6,791	
中央卸売市場	596	26	△16	10	606	
収用委員会事務局	23	7	0	7	30	
労働委員会事務局	38	1	△1	0	38	
知事部局計	23,886	1,071	△904	167	24,053	
議会局	148	3	△3	0	148	
人事委員会事務局	63	0	0	0	63	
選挙管理委員会事務局	25	0	0	0	25	
監査事務局	89	0	0	0	89	
教育庁	668	20	△25	△5	663	
海区漁業調整委員会事務局	5	0	0	0	5	
行政委員会計	850	20	△25	△5	845	
合計	24,884	1,094	△932	162	25,046	

(注)26年度定数は、平成27年1月1日付配分変更を含む。

## 東京都職員定数の推移(都全体)

参考資料3

年 度	東京都職員 定数条例	うち特別区 配属職員(a) (a)を除く	(参考) (a)を除く	学校職員 定数条例	警視庁 設置条例	東京消防庁 職員定数条例	合 計	(参考) 特別区配属 を除く合計
昭和24年度	50,608	13,713	36,895				50,608	36,895
25年度	53,066	12,552	40,514				53,066	40,514
26年度	53,074	11,668	41,406				53,074	41,406
27年度	53,132	11,762	41,370			7,645	60,777	49,015
28年度	53,132	11,732	41,400			7,645	60,777	49,045
29年度	52,478	11,732	40,746		24,756	7,645	84,879	73,147
30年度	53,342	11,732	41,610	24,756	7,645	85,743	74,011	
31年度	53,947	11,432	42,515	24,756	7,645	132,088	120,656	
32年度	61,874	17,002	44,872	46,731	26,656	7,645	142,906	125,904
33年度	66,095	17,002	49,093	47,336	27,006	7,858	148,295	131,293
34年度	71,555	18,209	53,346	48,009	27,746	8,236	155,546	137,337
35年度	77,571	18,782	58,789	49,211	28,560	9,365	164,707	145,925
36年度	84,210	19,771	64,439	50,617	29,990	9,875	174,692	154,921
37年度	89,581	20,271	69,310	51,268	30,090	10,102	181,041	160,770
38年度	93,448	20,871	72,577	52,698	31,540	10,255	187,941	167,070
39年度	95,575	21,738	73,837	53,223	32,940	10,528	192,266	170,528
40年度	96,426	24,374	72,052	54,077	33,900	10,749	195,152	170,778
41年度	96,662	24,611	72,051	54,915	35,290	11,188	198,055	173,444
42年度	98,446	25,751	72,695	56,016	36,290	11,663	202,415	176,664
43年度	100,037	27,134	72,903	57,605	37,410	12,185	207,237	180,103
44年度	102,577	28,234	74,343	59,265	38,550	12,794	213,186	184,952
45年度	106,581	30,195	76,386	61,106	40,600	13,538	221,825	191,630
46年度	109,551	31,573	77,978	62,975	41,168	14,147	227,841	196,268
47年度	113,838	32,079	81,759	65,033	41,420	14,764	235,055	202,976
48年度	115,496	31,743	83,753	66,905	42,367	16,061	240,829	209,086
49年度	117,781	30,719	87,062	69,059	43,357	17,631	247,828	217,109
50年度	85,064	85,064	71,617	43,357	17,839	217,877	217,877	
51年度	84,881	84,881	72,925	43,357	17,839	219,002	219,002	
52年度	84,689	84,689	74,702	43,747	18,115	221,253	221,253	
53年度	84,144	84,144	76,455	44,069	18,121	222,789	222,789	
54年度	81,864	81,864	76,225	44,174	18,070	220,333	220,333	
55年度	78,639	(50.4.1)	78,639	76,625	44,075	17,989	217,328	217,328
56年度	76,189		76,189	76,460	43,975	17,928	214,552	214,552
57年度	74,249		74,249	76,410	43,972	17,925	212,556	212,556
58年度	72,909		72,909	76,280	43,966	17,923	211,078	211,078
59年度	72,119		72,119	76,280	43,966	17,923	210,288	210,288
60年度	71,028		71,028	75,905	43,966	17,923	208,822	208,822
61年度	69,955		69,955	75,080	43,966	17,923	206,924	206,924
62年度	69,955		69,955	74,762	44,213	17,923	206,853	206,853
63年度	69,955		69,955	73,952	44,213	17,923	206,043	206,043
平成 元年度	69,165		69,165	73,024	44,213	17,923	204,325	204,325
2年度	69,115		69,115	71,685	44,213	17,923	202,936	202,936
3年度	69,085		69,085	70,634	44,213	17,923	201,855	201,855
4年度	69,085		69,085	69,565	44,213	17,923	200,786	200,786
5年度	69,085		69,085	68,185	44,213	17,923	199,406	199,406
6年度	68,785		68,785	67,284	44,213	17,923	198,205	198,205
7年度	68,621		68,621	66,491	44,213	17,923	197,248	197,248
8年度	67,681		67,681	65,553	44,376	18,013	195,623	195,623
9年度	66,646		66,646	64,743	44,544	18,013	193,946	193,946
10年度	65,270		65,270	64,053	44,544	18,013	191,880	191,880
11年度	62,963		62,963	63,299	44,544	18,013	188,819	188,819
12年度	53,452		53,452	62,713	44,524	17,998	178,687	178,687
13年度	52,257		52,257	62,644	44,514	17,993	177,408	177,408
14年度	50,867		50,867	62,487	44,644	17,993	175,991	175,991
15年度	49,699		49,699	62,376	44,884	17,991	174,950	174,950
16年度	48,040		48,040	62,304	45,174	17,988	173,506	173,506
17年度	45,636		45,636	62,200	45,464	17,983	171,283	171,283
18年度	43,625		43,625	62,051	45,644	17,979	169,299	169,299
19年度	42,410		42,410	62,005	45,746	17,973	168,134	168,134
20年度	41,339		41,339	61,978	45,746	17,969	167,032	167,032
21年度	39,427		39,427	62,091	45,808	17,967	165,293	165,293
22年度	38,977		38,977	62,312	45,918	18,080	165,287	165,287
23年度	38,607		38,607	62,529	46,035	18,080	165,251	165,251
24年度	38,289		38,289	62,973	46,067	18,154	165,483	165,483
25年度	38,058		38,058	63,102	46,113	18,152	165,425	165,425
26年度	37,894		37,894	63,332	46,113	18,152	165,491	165,491
27年度	37,944		37,944	63,622	46,250	18,263	166,079	166,079

(注)条例制定時を除き、各年度当初の条例定数(附則によるものを含む)。  
 ただし、平成25年度は、平成25年6月14日現在の条例定数

行政改革

平成18年度

平成19年度

平成20年度

平成21年度

## 地方独立行政法人の新設・開設の手続き及び審査基準について

### 1. 設立（新設・開設）手続き

設立団体（地方公共団体）が、議会の議決を経て、定款を定め、これを総務大臣（都道府県が設立団体の場合）又は都道府県知事（設立団体が都道府県以外の場合）が認可することによって法人格が付与される。

〈参考条文〉 地方独立行政法人法(平成十五年七月十六日法律第百十八号)

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

### 2. 審査基準

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準を次のように定める。

なお、条件は、以下の条文に記載されている。

〈参考条文〉「地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準」(平成十六年三月十七日

総務省・文部科学省告示第一号)(平成十六年三月十七日 総務大臣 麻生 太郎、文部科学大臣 河村 建夫)

### 地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準

#### 第一 地方独立行政法人の設立を認可する場合

地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 地方独立行政法人(公立大学法人(法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)及び公営企業型地方独立行政法人(法第八十一条に規定する規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)については、その定款が次に定める基準に適合していること。

(一) 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。

(二) 特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

(三) 役員については、次に定める基準に適合していること。

ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。

イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

(四) 業務については、次に定める基準に適合していること。

ア 法第二十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。

イ 法第二十一条第五号に規定する公共的な施設の設置及び管理を行うものにあっては、当該公共的な

施設の規模及び内容に照らして、地方独立行政法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。

(五) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア 地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。

イ 出資が、地方公共団体に限られていること。

ウ 設立団体(法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)が、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。

エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

(六) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

(七) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

二 公立大学法人については、次に定める基準に適合していること。

(一) 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

ア 第一の一((一)、(二)及び(四)を除く。)に定める基準に適合していること。

イ 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。

ウ 定款は、法第六十九条の規定を踏まえ、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に配慮したものとなっていること。

エ 学長を理事長と別に任命する場合については、その旨を定めていること。

オ 法第七十一条第三項に規定する選考機関については、当該選考機関の構成員に関する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

カ 学長となる理事長が二以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

キ 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合については、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手続を定めていること。

ク 学長を理事長と別に任命する場合については、学長を別に任命する大学の学長の当該大学設置後最初の任命に関する手續を定めていること。

ケ 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めていること。

コ 経営審議機関については、経営審議機関の構成員に関する事項及び経営審議機関の審議事項に関する事項その他経営審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

サ 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究審議機関の審議事項に関する事項その他教育研究審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

シ 業務については、法第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。

(二) 公立大学法人については、その定款において設置することとしている大学又は大学及び高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。

三 公営企業型地方独立行政法人については、次に定める基準に適合していること。

(一) 公営企業型地方独立行政法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

ア 第一の一((四)を除く。)に定める基準に適合していること。

イ 業務の内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を發揮するよう努めたものとなっていること。

ウ 業務については、法第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めてい

ないこと。

(二) 公営企業型地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人であるものを除く。)については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。

(三) 公営企業型地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人であるものに限る。第一の三(四)及び(六)において同じ。)への移行時及び設立団体の長が法第二十五条第二項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。

(四) 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。

ア 設立団体に対し、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。

イ 設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。

(五) 事業の経費については、法第八十五条第一項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てられることが予定されていること。

(六) 公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。

(七) 二以上の事業(法第二十一条第三号に規定する事業に限る。)を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。

## 第二 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合

地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。

二 地方独立行政法人(公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。)の定款の変更については、第一の一に定める基準に適合していること。

三 公立大学法人の定款の変更については、第一の二(一)に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置することとしている大学又は高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。

四 公営企業型地方独立行政法人の定款の変更については、第一の三に定める基準に適合していること。

## 第三 地方独立行政法人の解散を認可する場合

地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

## 第四 地方独立行政法人の合併を認可する場合

地方独立行政法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。

二 地方独立行政法人(公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。)の合併については、次に定める基準に適合していること。

(一) 吸収合併(法第百八条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)をする場合には、吸収合併存続法人(法第百八条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。)の定款の変更が第一の一に定める基準に適合していること。

(二) 新設合併(法第百十二条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併

設立法人(法第百十二条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。)の定款が第一に定める基準に適合していること。

三 公立大学法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(一) 吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第二の三に定める基準に適合していること。

(二) 新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第一の二に定める基準に適合していること。

四 公営企業型地方独立行政法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(一) 吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第一の三に定める基準に適合していること。

(二) 新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第一の三に定める基準に適合していること。

平成27年9月3日  
福祉保健局高齢社会対策部  
施設支援課法人支援係

### 台湾行政院人事行政総処からの質問への回答について

「東京都老人医療センター（現 東京都健康長寿医療センター）」が地方独立行政法人に移行した際の困難点と解決策

主な困難点は以下のとおりです。（既に当時の担当職員はいないため、詳しいお話はできません。）

#### 1 職員の身分の切り替え、給与体系の変更への対応

病院職員（医師、看護師、コメディカル、事務職員等）について、公務員から法人職員へ身分の切り替えとともに、給与体系の変更など、当該職員の理解を得ることが必要であった。

（対策）

- 職員に対する説明会を複数回実施
- 都職員時の職層、職級を原則として保障
- 独法化の際に全職員の身分を移行せず、一部、都からの派遣職員として位置づけ、順次、法人固有職員へ切り替えをおこなっている（都からの派遣職員は計画的に別の都立施設へ異動、減員分を法人が新規固有職員を採用）。

#### 2 財産の継承等についての調整、手続き

都からの出資、公有財産の無償貸付、権利・義務の継承等、各関係機関との調整や手続きが煩雑であった。

- ・都と新独立行政法人との各種協定等の締結
- ・財産関係の処分手続き（都議会への付議）など

（対策）

- 担当職員を増員するなどして、各署との調整や各規定に則った処理を行った。